

保発0918第8号  
令和元年9月18日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長  
（公印省略）

「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」の一部改正について

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給については、「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」（平成18年3月15日保発第0315001号。以下「通知」という。）により取り扱われているところであるが、今般、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）の一部が改正され、令和元年10月1日より適用されることから、通知の一部を下記のとおり改正し、同日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

#### 記

2を次のように改める。

小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項及び第76条第2項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第528号）別表1購入基準中に定められた装具の価格の100分の106に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。

○「小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 25 項及び第 76 条第 2 項の規定に基づく「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」</u>(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号) 別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 106</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</p>	<p>2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、<u>障害者総合支援法の規定に基づく補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準</u> (平成 18 年厚生労働省告示第 528 号) 別表 1 購入基準中に定められた装具の価格の <u>100 分の 104.8</u> に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。</p>